

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フィリピン	貧困農民支援に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	300,000 千円 H19.3.31まで	H19.3.19 マニラで (同日)	日本側 山崎隆一郎在フィリピン大使 フィリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H19.4.5 229号
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	360,000 千円 (H19年度 37,000 千円) H20.3.31まで (H20年度 162,000 千円) H21.3.31まで (H21年度 97,000 千円) H22.3.31まで (H22年度 64,000 千円) H23.3.31まで	H19.7.2 マニラで (同日)	日本側 山崎隆一郎在フィリピン大使 フィリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H19.7.11 405号
フィリピン	パンパンガ河及びアグノ河洪水予警報システム改善計画のため 1. 観測施設及び通信施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	パンパンガ河及びアグノ河洪水予警報システム改善計画を実施するために必要な 1. 観測施設及び通信施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	779,000 千円 H20.3.31まで	H19.7.31 マニラで (同日)	日本側 麻生太郎外務大臣 フィリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H19.8.15 464号
フィリピン	海上保安通信システム強化計画のため 1. 通信施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	海上保安通信システム強化計画のため 1. 通信施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	609,000 千円 H20.3.31まで	H19.7.31 マニラで (同日)	日本側 麻生太郎外務大臣 フィリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H19.8.15 465号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フィリピン	北部ルソン地方電化計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	北部ルソン地方電化計画を実施するために必要な水力発電所及び送電施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 資材及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 上記2の機材の操作指導に必要な役務の供与	728,000千円 H20.3.31まで	H19.10.10 マニラで (同日)	日本側 桂誠在フィリピン大使 フィリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H19.10.22 583号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。